

府中市歴史資料館設置及び管理条例施行規則（平成 12 年9月 27 日教育委員会規則第2号）

最終改正:令和3年7月 28 日教委規則第3号

改正内容:令和3年7月 28 日教委規則第3号 [令和3年7月 28 日]

○府中市歴史資料館設置及び管理条例施行規則

平成 12 年9月 27 日教育委員会規則第2号

改正

平成 16 年3月 24 日教委規則第9号

平成 31 年4月 26 日教委規則第 17 号

令和3年7月 28 日教委規則第3号

府中市歴史資料館設置及び管理条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、府中市歴史資料館設置及び管理条例（昭和 52 年府中市条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（入館者の心得）

第2条 条例第9条第4号に規定する管理上支障があると認められる者とは、次の各号に掲げる事項を遵守しない者をいう。

- （1）館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- （2）酒気を帯びて入館しないこと。
- （3）所定の場所以外では喫煙又は飲食をしないこと。
- （4）その他教育委員会又は指定管理者の指示に従うこと。

（使用許可の手続）

第3条 条例第 10 条第2項による申請は、使用許可申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記入のうえ、教育委員会に提出し、その許可（別記様式第2号）を受けなければならない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、府中市歴史資料館の運営その他に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年3月 24 日教委規則第9号）

この規則は、平成 16 年4月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年4月 26 日教委規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた事務手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされた事務手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年7月 28 日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年6月 29 日から適用する。